

# 参 考 資 料

**(社) 経済団体連合会**

# わが国における会計基準整備の状況

公表	意見書名	実施時期
➤ 97年6月16日	連結財務諸表制度の見直しに関する意見書	1999年度
➤ 98年3月13日	研究開発費等にかかる会計基準の設定に関する意見書	1999年度
➤ //	中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書	2000年度
➤ //	連結キャッシュフロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書	1999年度
➤ 98年6月16日	退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 <強制適用は2001年度から>	2000年度
➤ 98年10月30日	税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書	1999年度
➤ //	連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い	1999年度
➤ 99年1月22日	金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書 <その他有価証券(持合株式)への強制適用は2001年度から>	2000年度
➤ 99年2月19日	有価証券報告書等の記載内容の見直しにかかる具体的な取扱い	1999年度
➤ 99年10月22日	外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書	2000年度

(企業会計審議会で現在審議中の基準)

第一部会	企業結合に関する会計処理基準
第二部会	監査基準
固定資産部会	減損に関する会計処理基準
企画調整部会	減価償却の見直しなど

# 英文財務諸表への警句問題 (レジエント問題)

## 【レジエント問題】

1999年3月期決算から、わが国企業が英文で任意に作成するアニュアルレポート(年次報告書)に含まれる英文財務諸表に対する監査報告書に、「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる」などの警句が付記されている問題。

警句は世界的な5大監査法人の方針として提携先の日本国内監査法人に指示されている。

対象国は、アジアでも韓国、インドネシアなど限られた国のみ。欧州諸国には求められておらず、きわめて差別的な扱い。

## 警句の例 (英文監査報告書)

The financial statements are prepared based on accounting principles generally accepted in Japan. Accordingly, the financial statements and the auditors' report are for users familiar with Japanese accounting principles.

(仮訳)財務諸表は一般に公正妥当と認められる日本の会計基準により作成されている。従って、これらの財務諸表及び監査報告書は日本基準に精通しているユーザーを対象としている。

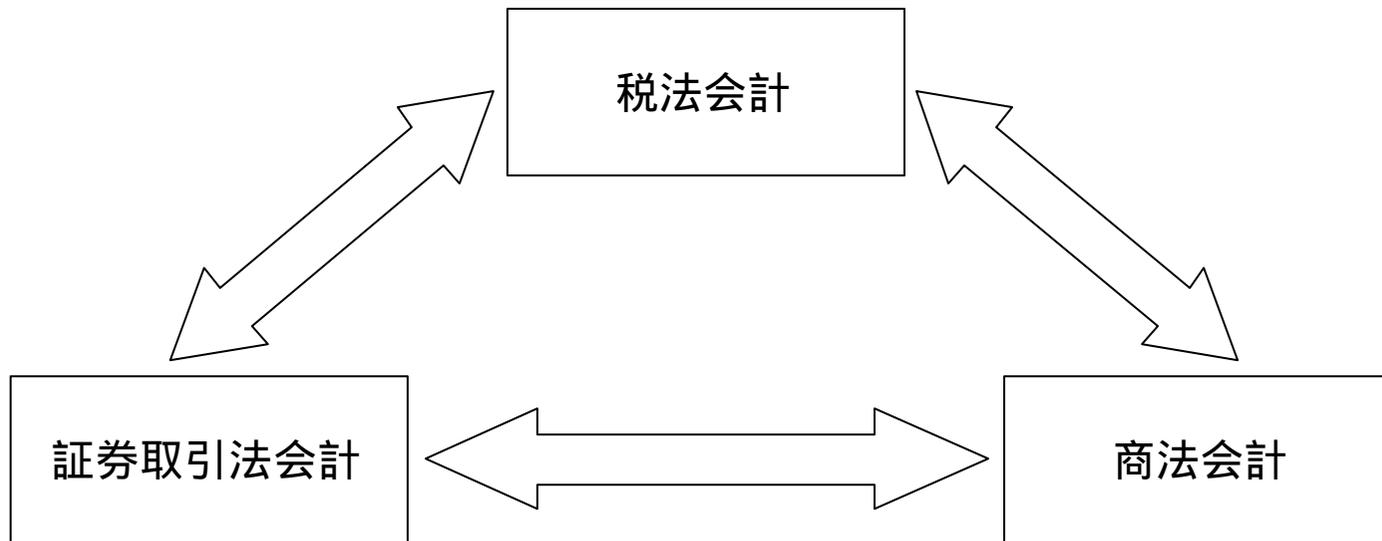
## 警句の例 (財務諸表の注記)

The financial statements are not intended to present the financial position and results of operations in accordance with accounting principles and practices generally accepted in countries and jurisdictions other than Japan.

(仮訳)財務諸表は日本以外の国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財政状態や経営成績を表示しようとするものではない。

# トライアングル体制について

わが国の企業会計制度は商法、税法、証券取引法のそれぞれが牽制し、あるいは影響して成立していることから、「トライアングル体制」と呼ばれている。



商法は債権者保護の立場から配当規制と情報開示規制を、証券取引法は投資家保護の立場から情報開示規制を目的としている。

法人税法は確定決算主義の立場から、会社の確定された利益を基礎として課税所得を計算する。税法上に規定がない処理を商法と証券取引法に依存している一方、損金経理要件によって税法が逆に両者の処理に影響を与えている面もある。

# 国際的な二重開示について

国際的な二重開示とは、海外において企業活動を展開する場合に、国内の会計基準と海外の会計基準にしたがって二種類の財務諸表を作成しなければならない問題。

現在、いわゆる「SEC基準の特例」によって認められた20数社のみが、米国基準に基づいて作成された財務諸表を含む有価証券報告書の提出を認められている。

## SEC基準の特例

日本に連結財務諸表制度が導入された1977年4月以前から、SEC (米国証券取引委員会Securities and Exchange Commission)が認める会計開示基準に基づいて、すでに連結財務諸表を作成していた会社については、証券取引法によって提出される連結財務諸表としてSEC基準に基づいて作成された連結財務諸表の提出を認める特例。

なお、特例は2003年3月末日までの期限とされている。

そのため、特例会社以外の会社が海外で株式公開等を行なって資金調達を行なうには、国内基準と海外で認められる基準の両方にしたがった二種類の財務諸表の作成が必要になる。

## 監査制度を巡る問題点と改革の方向 (2000年6月29日公認会計士審査会)

(報告書に取り上げられた主な事項)

同一の関与社員による継続的監査を制限するよう交替ルール (最長7年) を確立

各監査法人の品質管理に対する公認会計士協会による品質管理レビュー制度の充実・強化

行政当局による公認会計士・監査法人に対する厳正な懲戒処分  
監査日数や監査報酬等の開示

公認会計士の継続的専門研修制度の義務付け

公認会計士の資格登録への更新制 (例えば3年) の導入

監査法人へのLLP制の導入

コンサルティング業務など非監査業務とのファイアウォールの確立

公認会計士法における「使命・職責」の明確化

## 海外との比較

	日本	アメリカ	IASC等
減損会計	・現在検討中。 ・商法上に強制評価減の規定がある。	・1995年に減損会計(FAS121号)を導入済。 ・投資不動産の時価会計の基準はない。	・1998年に減損会計(IAS36号)を導入済。 ・2000年に投資不動産の時価会計(IAS40号)を導入済。
企業結合会計	・現在検討中。 ・明確な規定がないため、現行実務では主に税法の規定に従う場合が多い。	・1970年に「事業の結合」(APB16号)を導入済。 ・現在、持分プーリング法を禁止する公開草案を公表して検討中。	・1998年に「企業結合」(IAS22号)を最終改正して導入済。 ・G4+1( 1)は1998年に持分プーリング法を禁止する勧告書を公表。
ゴーイング・コンサーン 監査	・現在検討中。	・1988年に「継続企業として存続する能力についての監査人の検討」(SAS59号)を導入済。	・1994年に「継続企業」(国際監査基準570)を導入済。
金融資産・負債の 全面時価会計	・基準なし。	・基準なし。	・基準なし。 ・JWG( 2)が公開草案を公表して検討中。
ストック・オプション会計	・基準なし。 ・商法計算書類規則に開示規定がある。	・1995年に「株式に基づく報酬の会計処理」(FAS123号)を導入済。 ・公正価値に基づく処理を奨励しているが、強制でないためにほとんど適用されていない。	・1998年に「従業員給付」(IAS19号)を改正して開示のみ規定済。 ・G4+1が2000年に公正価値に基づく処理を公開草案として公表。

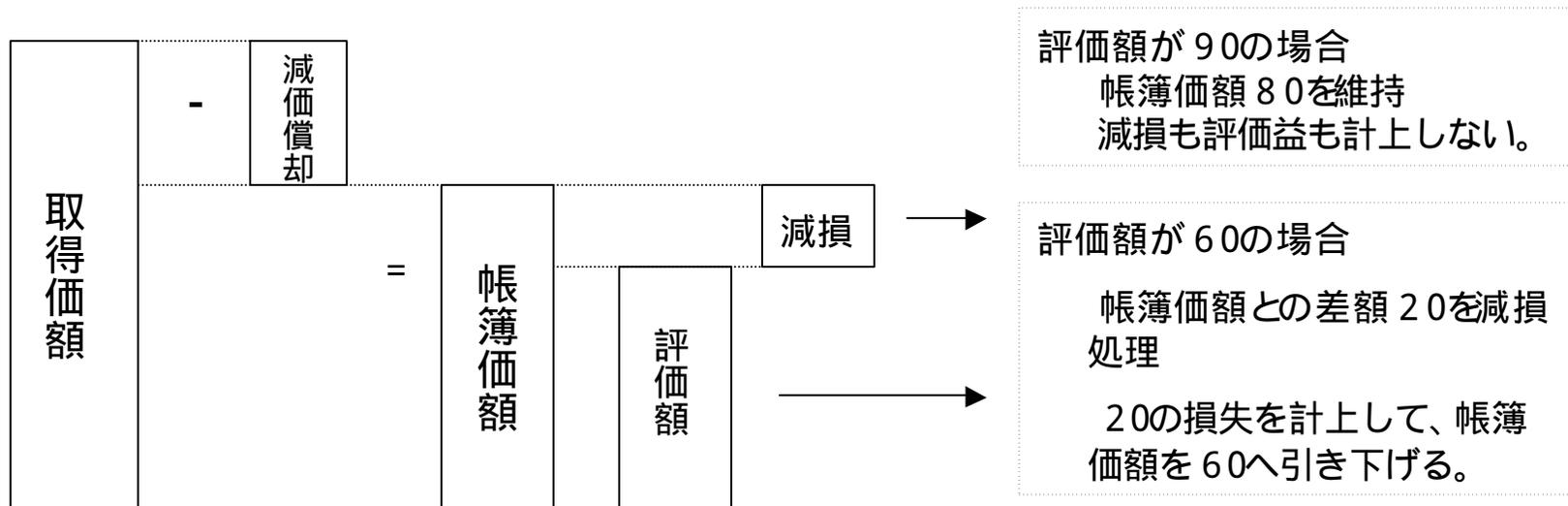
- 1 G4+1 :アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、IASCで構成され、自国の基準設定の参考にするために意見交換等を行うことを目的とした非公式な集まり。
- 2 JWG :アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、ノルウェー、ニュージーランド、日本、IASCの基準設定主体又は会計士団体で構成される金融商品の会計基準に関する共同作業組織(Joint Working Group)。

# 減損会計について

減損会計とは、固定資産グループの簿価を将来のキャッシュフローで回収できる見込みがたたなくなつた場合に簿価を減額し損失を計上する会計処理。

毎期、全ての固定資産を時価で評価する会計処理ではない。

米国では95年、国際会計基準では98年に導入済み。



例 : 100 - 20 = 80 - 60 = 20

## 【主要論点】

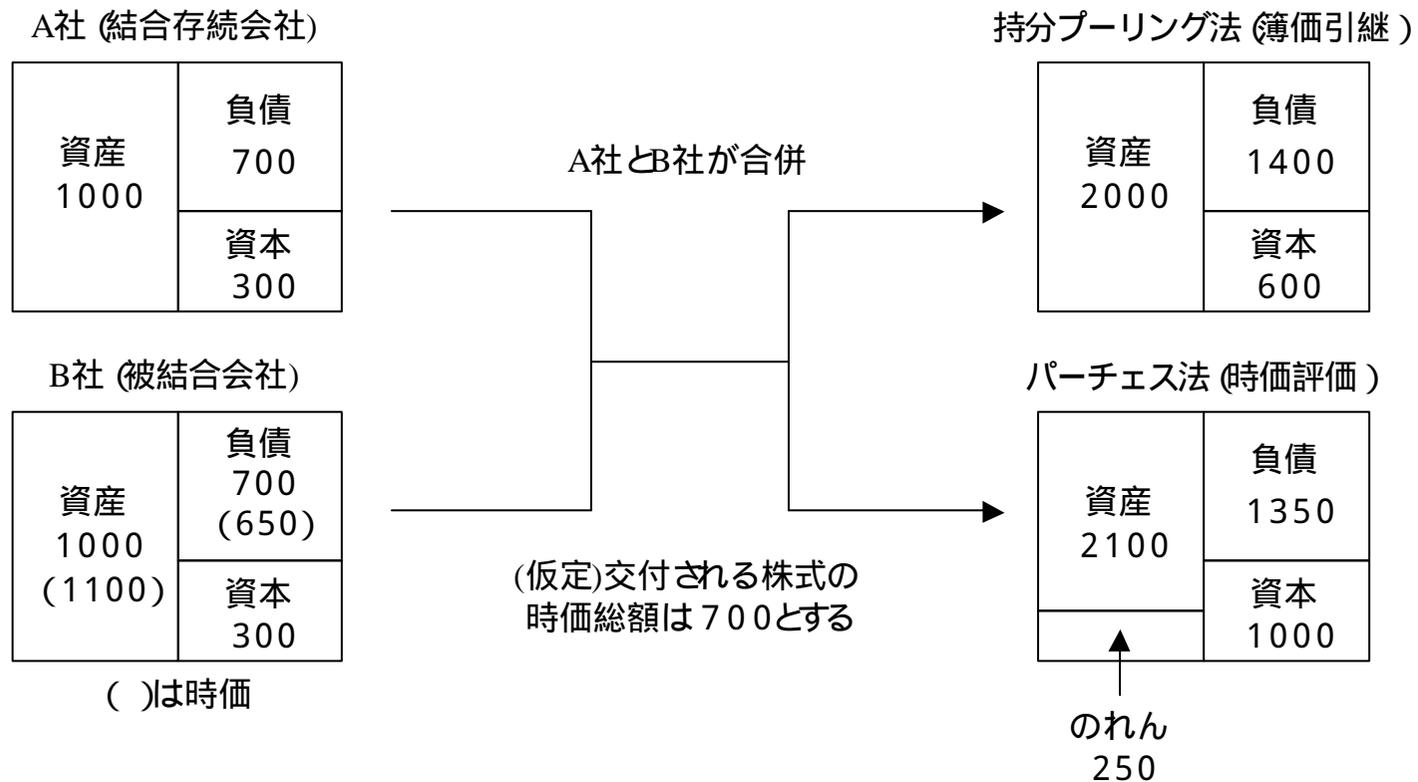
どのような場合に減損処理を考慮するか。(例 : 投資計画の見積り変更、市場価額の激変等)  
対象とする資産の単位(グループ)をどうするか。(例 : 経営者の判断による事業単位)  
評価の方法。(キャッシュフローの見積り方法)

# 企業結合会計について

企業結合とは、合併や買収などにより ある企業が他の企業と結合するか、もしくは他の企業の純資産や事業に対する支配を獲得し、1つの経済主体となること。

被結合会社の資産負債を時価で評価するパーチェス法と簿価のまま引き継ぐ持分プーリング法の会計処理に大別される。

わが国では合併の会計処理を含め、企業結合に関する明確な会計基準がない。



のれんの計算

交付株式の時価総額 700 - {資産の公正価値 (1100) - 負債の公正価値 (650)}

## ゴーイング・コンサーン監査について

ゴーイング・コンサーンの開示・監査制度とは、企業の継続能力に疑義がある場合、それを企業が開示し監査人がその評価を行ない監査報告書に記載する制度である。

企業の財務諸表は企業が将来も継続して事業を行なう前提で作成されており、仮に企業の継続能力に疑義が存在する場合には、取得原価主義など通常用いられる決算手続きは妥当な処理とは言えなくなる。

米国では、70年代の企業倒産の多発により監査人の役割責任に社会的な批判が高まり訴訟も多発したことを契機に導入されたほか、国際監査基準、英国等の主要各国では、既にゴーイング・コンサーンに係る監査上の規定が存在する。

わが国にはゴーイング・コンサーンに関する明確な規定はないが、現行実務でも特記事項等によって監査人が意見を表明することは可能である。

# 金融資産・負債の全面時価会計について

金融資産・負債の全面時価会計とは、負債を含むすべての金融商品を公正価値により評価し、その評価差額を当期の損益として認識する会計処理である。

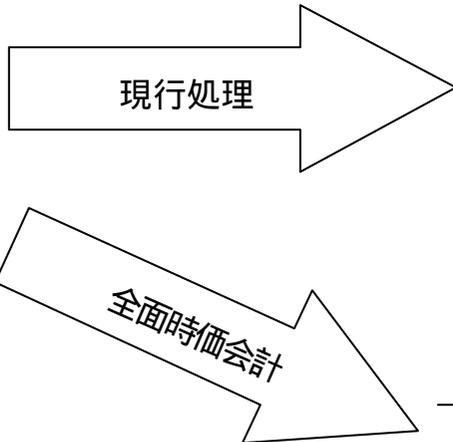
全面時価会計を導入している国はなく、現在、JWGが公開草案を公表している。

わが国でも諸外国同様、金融資産の時価会計を2000年度から導入済み。

時価評価前貸借対照表

資産 1000 (1500)	負債 700 (600)
	資本 300

( )は時価



時価評価後損益計算書

収益	0
A評価益	200
当期末処分利益	200

・当期末処分利益(200)と資本直入されるB評価益(300)を資本の部に計上。

・負債は時価評価しない。

時価評価後貸借対照表

資産 1500	負債 700
	資本 800

<資産・負債の内訳>

・売買目的有価証券【A】

簿価 700 (時価 900) 評価益 200

・その他有価証券(持合株式)【B】

簿価 300 (時価 600) 評価益 300

借入金【C】

簿価 700 (時価 600) 評価益 100

(注1) 当期の収益はゼロと仮定

(注2) 税率はゼロと仮定

全面時価評価後損益計算書

収益	0
A評価益	200
B評価益	300
C評価益	100
当期末処分利益	600

・その他有価証券の評価差額も損益計算書に計上。

・負債も時価評価する。

全面時価評価後貸借対照表

資産 1500	負債 600
	資本 900

# ストック・オプション会計について

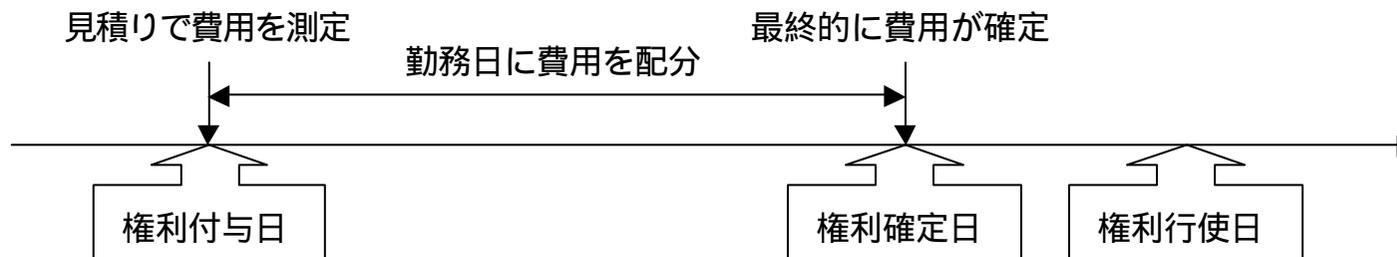
ストック・オプション制度とは、取締役や従業員等に対し、予め決められた価格で株式を取得することができる権利 (オプション) を付与する制度である。

付与対象者と株主の利益を一致させることにより、株主重視の経営を進める制度であり、わが国では1997年の商法改正により導入された。

米国では、95年にFAS123号「株式に基づく報酬の会計処理」を策定済み。

しかし、ベンチャー・ビジネス等の損益に対して、当該会計処理が与える影響が大きく、企業や議会の反対が強い。その結果、影響額を注記にとどめる従来の方法 (APB25号) による処理も認められている。

< FAS123号の処理 >



## 諸外国の民間会計基準設定主体

	アメリカ	イギリス	ドイツ
会計基準設定主体	財務会計基準審議会[FASB]	会計基準審議会[ASB]	連邦司法省(個別財務諸表) 独会計基準委員会(連結財務諸表) [DRSC]
設 立 年	1973 年	1990 年	1998 年(DRSC)
委 員 数	7 名	10 名	7 名
任 期	5 年 (最長 2 期 10 年)	常勤者は 5 年、非常勤者は 3 年 (最長 10 年)	4 年 (再任に関する制限はない)
常勤・非常勤	7 名全員が常勤	2 名が常勤、8 名が非常勤	7 名全員が非常勤
現委員の出身背景等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人 3 名</li> <li>・ 財務諸表作成者 2 名</li> <li>・ 財務諸表利用者 1 名</li> <li>・ 学者 1 名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人 3 名</li> <li>・ 財務諸表作成者 4 名</li> <li>・ 財務諸表利用者 1 名</li> <li>・ 学者他 2 名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人 2 名</li> <li>・ 財務諸表作成者 3 名</li> <li>・ 財務諸表利用者 1 名</li> <li>・ 学者 1 名</li> </ul>
事務局員数	40 数名	10 数名	数名
運転資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間約 2000 万ドル (約 20 億円)</li> <li>・ 約 65%は刊行物収入</li> <li>・ 約 35%は寄付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間約 200 万ポンド (約 3 億 6000 万円)</li> <li>・ 約 15%は刊行物収入</li> <li>・ 約 85%は 政府補助、 会計士 団体からの支援、 民間企業等か らの寄付が 1/3 ずつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間約 500 万マルク (約 3 億 5000 万円)[DRSC]</li> <li>・ 民間企業及び個人からの寄付によ る調達を予定</li> </ul>
運営母体	財務会計財団[FAF](デラウェア州一般 会社法に基づき設立された財団)	財務報告評議会[FRC](会社法に基 づき設立された保証有限会社)	DRSC の理事会及び評議員会(DRSC は民法上の社団法人)

# 新IASBの組織及びメンバー等

評議員会 19人  
(役割)  
理事会等のメンバーの指名  
執行の監視  
資金調達

理事会 14人  
(役割)  
基準、解釈指針等の策定  
各国基準とIASの調整

基準諮問会議 約 30人  
(役割)理事会への助言  
テーマ選定や作業の優先順位に関する助言  
重要な基準設定に関する様々な分野からの  
見解の伝達  
その他必要な助言

解釈指針委員会 12人  
(役割)  
IASの解釈指針の作成

国際的な財務報告の利害関係により構成される。  
様々な地域、業種から選出される。

- 1 リエゾンメンバー
- 2 パートタイムメンバー

<b>議長</b>	Mr. Paul A. Volcker (米国)	前FRB議長
	<b>福間 年勝</b> (日本)	<b>三井物産副社長</b>
	田近 耕次 (日本)	前デロイト・トゥシュ・トーマツ共同議長
	Mr. William C. Steere, Jr. (米国)	Pfizer Inc. CEO
	Mr. John H. Biggs (米国)	TIAA-CREF会長
	Mr. Philip A. Laskawy (米国)	アーンスト・アンド・ヤング議長
	Mr. David S. Ruder (米国)	元SEC委員長
	Mr. L. Yves Fortier (カナダ)	前国連大使
	Sir Sydney Lipworth (英国)	FRC議長
	Mr. Andrew Crockett (英国)	BIS総支配人
	Mr. Didier Pineau-Valencienne (フランス)	フランス企業協会会長
	Mr. Hilmar Kopper (ドイツ)	ドイツ銀行監査役会議長
	Mr. Guido A. Ferrarini (イタリア)	ジェノア大学教授
	Mr. Cornelius Herkstroter (オランダ)	前ロイヤル・ダッチ石油社長
	Mr. Jens Roder (デンマーク)	プライス・ウォーターハウス・コーパーズ シニアパートナー
	Mr. Kenneth H. Spencer (オーストラリア)	AASB議長
	Mr. Charles Yeh Kwong Lee (香港)	香港証券決済会長
	Mr. Roberto Teixeira Da Costa (ブラジル)	前金融委員会委員長
	Mr. Roy Andersen (南アフリカ)	Liberty Life副会長

<b>議長</b>	Sir David Tweedie (英国)	英国ASB議長
<b>副議長</b>	Mr. Thomas E. Jones (英国)	前シティーコープ主席財務責任者
	<b>山田 辰巳</b> (日本) 1	<b>中央青山監査法人パートナー</b>
	Ms. Mary E. Barth (米国) 2	スタンフォード大学大学院会計学教授
	Mr. Hans-Georg Bruns (ドイツ) 1	ダイムラークライスラー最高会計責任者
	Mr. Anthony T. Cope (英国)	米国財務会計基準審議会 (FASB) 委員
	Mr. Robert P. Garnett (南アフリカ)	アングロ・アメリカン財務担当副社長
	Mr. Gilbert Gélard (フランス) 1	KPMGパートナー
	Mr. Robert H. Herz (米国) 2	プライス・ウォーターハウス・コーパーズ パートナー
	Mr. James J. Leisenring (米国) 1	米国財務会計基準審議会 (FASB) 国際活動ディレクター
	Mr. Warren McGregor (オーストラリア) 1	オーストラリア会計調査財団最高経営責任者
	Ms. Patricia O'Malley (カナダ) 1	カナダ会計基準委員会議長
	Mr. Harry K. Schmid (スイス)	ネスレ財務担当上級副社長
	Mr. Geoffrey Whittington (英国) 1	ケンブリッジ大学教授